

Title	セイの資本所得論
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.6 (1926. 6) ,p.710(20)- 745(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19260601-0020
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260601-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

セイの資本所得論

増井幸雄

筆者は本誌本年二月號に於て「セイの分配理論」を題して其の結構を概説し且つ其の特異の點を二三指摘する所があつた。右を總論とすれば本篇は各論の一部に相當する。前稿を併讀せられむことを望む。

J. B. Say が資本所得を如何やうに論じて居るかを了解せむが爲めには、先づ彼れが資本を如何やうに解して居たかを知るの必要がある。

Say は資本には生産的資本と不生産的資本と享樂資本との存することを認め居る。生産的資本とは生産上に於ける産業の必須的協働者たり富を生産するに役立つ所の資本を指し、不生産的資本とは今は生産的資本たらざるも而も生産的資本たり得べかりしもの又は生産的資本たり得るものを指し、享樂資本とは引

續き享樂又は愉快を生むの基本たるものであつて、富を生まざるが故に生産的資本にもあらず又全然何物をも生まざるにあらざるが故に不生産的資本にも入り難き中間的の資本を指すものと見做して居る⁽¹⁾。然るに、彼れの生産論に於ては勿論生産的資本が主たるものとして取扱はれて居るのであつて、他の二者には偶々之に言及して居るに過ぎない⁽²⁾。而して分配論に於て考察の目標となるもの亦此の生産的資本のみなることは云ふまでもない。彼れは現に云つて居る。「嚴格に云へば、家庭用の什器より成る資本は家族が之より取得する日々の勤勞によりて利潤を與ふるものなるも、通例は生産的作業に於て役立ち物質的所得を與ふる所の價值に對してのみ資本なる名稱を與ふ⁽³⁾」。

(1) *Traité, Liv. I, ch. 3, 12; Cours, 1^{re} Partie, ch. 12.*

(2) 不生産的資本に就いては *Traité, Cours* の兩者ともに各一章を割いて居るが、共に極めて短かい。享樂資本に就いては僅かに無形的生産物を論ずる章中 (*Traité, Liv. I, ch. 13; Cours, 1^{re} Partie, ch. 5*) に於て少しく之に言及して居るに過ぎない。

(3) *Cours, Ve Partie, ch. 13 (p. 342).*

然らば、此の生産的資本といふ意味に於ける資本とは何か。Say によれば、産業

と共に生産に参加する價值であるさせられて居る。

彼れは *Traité* に於て云つて居る。『物に價值を生産せむが爲めには單に産業あるのみを以て足れりさせず。…之に加ふるに、産業を行ふ者の幾多既存の生産物を所有せむことを必要とす。…是等既存の生産物は、第一、各種技術上の道具類：…第二、生産に於ける各自の勞働の完了の時まで従業者の生活を支持すべき生産物：…第三、産業によりて完成品に變せらるべき原料品…の三者より成る。而して是等總べての物の價值が所謂生産的資本なるものを構成す』云々。

(4) *Traité, Liv. I, ch. 3.*

右は言簡にして意を盡さざるが如くである。特に、右に引續いて『猶ほ、土地に施されて年々の生産物を増加せしむる一切の建築物の價值、及び總べての改良工事の價值並びに、産業に適當なる機械の一種たる家畜及び工場の價值等も、等しく生産的資本と見做すべきものなり』とか、『貨幣も之なくしては生産の行はれざる交換に使用せらるゝ限り是れ亦生産的資本なり』とか云ふが如き言あるを見るべき、資本は價值なりとするや、或は生産物そのものなりとするやに幾分の疑を生ぜしめ

るものがある。併し、*Cours* に於ては此の點の疑問なからしめ得るやう充分の説明が與へられて居る。即ち、彼れは先づ生産そのものは他の價值を得むが爲めに一の價值を消費すること、即ち、一の價值を立替へることに在る旨を説明し、而して此の立替へらるゝ價值が即ち資本であるとする。曰く、『資本の職分は是等の立替の價值を供給すること、他の形態の下に再生せむが爲めに消費せらるゝこと、更に再生せむが爲めに再び消費せらるゝこと、而して若し同じ資本價值 (*valeur capitale*) にして再生の爲め又は生産的再使用の爲めに恆に頗る堪能に使用せらるゝとせば永久に之を續くることに在り』云々。約言せば、資本とは生産に對して立替を行はむが爲めに向けらるゝ或る額の價值なり』云々。而して彼れは、資本が具體的の物にあらずして其の中に宿れる價值なることを明かならしめむが爲めに、詳細なる説明を與へて居る。其の意に曰く、或る價值が資本なる名稱を有せむが爲めには、それが正金の形態を取らむことは毫も必要ではない。資本の程度大小を知らむと欲するとき之を貨幣に評價するのみである。併し、資本たらむが爲めには、それが生産に對して立替を爲すべく向けられたる價值たることと、それが自由に處分せられ

得ること、即ち資本を使用する其の産業に適するが如き物件に損失なく變へられ得るものたることを以て充分なりとする。商人が或る事業に投すべき十萬法の資本を有する旨を述べる場合には、十萬法を現金で所有すると云ふのではなく、此の事業に投せむと欲する資本價值の總額の程度を示すに過ぎない。是等の資本價值は何れの商品からも成つて居り得るのであつて、彼れは此の資本が新に向けられる作業に必要な立替の要求する程度に従つて是等の物を賣放つてあらう。而して、尋いで此の活用せられつゝある資本の大小を知らむと欲する場合に、その作業に役立つ爲めに變形せられたる種々の物を評價して、例へば工業者ならば、資本の或る部分は建物で、或る部分は道具で、或る部分は原料品で所有し、又他の一部は完成して未だ販賣せられざる生産物で所有し、他の一部は貨幣で所有して居ると云ふであらう。是等一切の物の價值が彼れの資本を構成する。資本は、是等種々の形態の下に在つて等しく資本たることに變りはない。資本を構成するものは是等一切の物の價值である。資本的價值の取る所の形態如何は、此の價值が永續せしめらるゝ限りは毫も影響を與へないのと。

(5) Cours, I^{re} Partie, ch. X. (p. 61.)

(6) Ibid. (p. 61-63.)

Say によれば、資本は價值であつて、貨幣でもなく又その他の生産物でもない。貨幣や其の他の生産物は資本の表現形態に過ぎない。資本の本體たり眞の姿たるものは價值であり、其の表現たり假りの姿たるものが或は貨幣たり或は其の他の生産物たるのである、とせられる。此のことは、資本とのみ云ふに満足せずして資本價值とさへ屢々云つて居る事によつても窺知せられる所である。勿論彼れは資本の意義を説明する場所以外に於ては資本なる語を價值の意義のみに用ひては居らずして、屢々資本の假りの姿たる具體的の生産物の意に用ひて居ることがある。併し、如何なる場合にも之を貨幣の意には決して用ひて居ない。資本即貨幣、貨幣即資本とふ考は彼れの極力排斥する所である。彼れが資本の貸付利子と呼ぶに貨幣の利子 (Intérêt d'argent) なる語を以てする世の學者又は俗人を誤れりと非難し、世の開化するにつれて斯かる誤謬の消滅するに至るべき旨を述べて居るのも、一部は右の事情から來るのである。

(7) Traité, Liv. II, ch. 8, 1; Cours, Ve Partie, ch. 14. (p. 346.)

二

右の如くに考へられたる資本は、Sayに於ては、産業及び土地と相對立して生産物の分配に與かるべき一項目とせられて居る。思ふに、彼れの説に於ては、生産物の分配額は、生産基本が生産に對して生産的勤勞を提供するが故に其の所有者に對して與へられるものであるとせられる。然るに、資本は一個獨立の生産基本として土地及び産業に對立せしめられて居る⁽¹⁾。然らば、資本が土地及び産業と相並んで所得の分配に與かるものとせられるのは當然の推論である。而も此の考は今日に於てこそ平凡なる通説となつて居るが、當時の學界に於ては必ずしも異論なきを得なかつた所であつて、消極的には、資本の生産力を否認するの論を駁し、積極的には資本所得を企業者の産業所得から分離せしむるの根據を示すの必要もあつた。そこで彼れは、自己の立場を固める爲めに、多大の努力を費やして居る。

(1) Cours, Ve Partie, ch. 8. 猶ほ、慶應義塾大學經濟學部同人編「經濟學說研究」中、拙稿「シャ・ン・パティエとセイの企業者論及び企業者利潤論」第二節、並びに、前掲拙稿「セイの分配

理論」参照。

即ち Say は、資本所得をして獨立の所得項目としての地位を得しめむが爲めに、一方では、生産物の價格は勞働の價格を代表するのみであつて資本の價格を包含せず、と論ずる資本所得否認論を駁して居る。彼れは云ふ。論者は、資本そのものは過去の勞働の成果なり、資本は之を勞働の集積と見做すを要す、と云ふも、資本は勞働のみの成果にあらずして、勞働と土地と資本との協働の成果である。假りに、資本を勞働のみの成果なりと假定するも、而も猶ほ、資本を構成する物と其の協力より生ずる生産物とを區別するの必要がある。是等兩者の間には、基本と所得との間に於けると同じ程度の相違があり、土地と土地生産物との間、並びに土地の價值と土地の賃貸料の價值との間に認めらるゝと同一の相違がある。暫らく資本が過去の勞働の結果たることに同意することするも、而も、所得は新なる生産物であり、最近の一作業の成果であり、資本そのものの構成に協力したる勞働とは全然獨立したる新なる生産物である⁽²⁾。若し資本が過去の勞働の成果たるの故を以て、生産物は總べて勞働の成果たりとする場合には、過去の一勞働は其の既に終熄した

る後に至つても報酬を受くることとなり、従つて永久無限の價值を有することとならざるを得ないであらう。(3)

(2) Traité Liv. II, ch. 8, § 2.

(3) Ibid.

加之、彼れは資本は生産するものであると積極的にも述べて居る。曰く、茲に一個の問題を生ずる。若し生産即ち新價值創造は僅かに資本の使用によりて爲されたる立替を償還するに役立つに過ぎずとせば、何等新規なる生産なかりしやの觀がある、資本價值は生産開始以前に既に社會に存在したのである、産業の作業は價值を破壊し而して之を恢復するに在る、それは一の價值をば他の價值を以て代置する以上に出でない、社會に何等價值の超過額を與へないではないか、といふこと即ち是れである。併し、企業者は年初に在りしと同じ資本を恢復するに過ぎないとしても、此の生産に協力せし一切の生産者が同じ時間だけ生活したことに注意を拂はゞ、右の難點は毫も吾人を困惑に陥らしめることはない。彼等生産者は生活したるが故に、彼等は資本價值以外に、彼等の生活支持の爲めに自ら消費せし一切のものゝ價值を生産したのである。(4)

(4) Cours, *Le Partie*, ch. X, (p. 64.)

斯く一方に於て資本は生産物の分配に與かるの資格あるものなることを論ずる Say は、他方に於ては資本所得を企業者の産業所得から分離せしめることによつて、獨立の一所得項目としての地位を得しめむとして居る。思ふに、當時に至るまでの英國學者の所説に於ては、資本そのものに對する分配額は企業者の産業に對する分配額と合併したものととして論せられて居つて、兩者の間に區別が施されて居ない。否、英國學者に於ては、利潤は資本に基づくものにして企業者の産業に基づくか、とさへ主張せられて居つた。併し Say は、産業も資本も等しく生産的勤勞を與へるものであると做し、而も兩者の所得に獨立の地位を與へて居るのである。

尤も、彼れは資本所得と企業者所得とを實際に於て區別し難き場合あることは認めて居る。『企業者は其の立替に使用せらるゝ資本又は少なくとも其の一部を自己の財産として所有するを常とする』⁽⁵⁾が故に、『企業者が企業に於て取得する利潤

は自己の産業の利潤と資本の利潤とを包含するを通例とする。加之、「資本は企業に於て、且つ企業者の配慮によつてのみ活用せられ得るものなるが故に、企業者が自己の知力と才能と活動とに負ふ利潤部分即ち其の産業所得たる部分と、自己の資本に負ふ利潤部分とを區別せむことは頗る困難である」と云ひ、英國學者が殆んど常に兩者を混同して居るのも此の故である。云つて居る。併し彼れは、兩者の間には眞實の區別が存すると云ふ。同一の都市に於て秩序、知力、活動の大なる者と小なる者とが同額の資本を以て同じ種類の製造業を行ひ、資本額に對して前者が二割、後者が五分の所得を得たとすれば、前者の所得の優越は其の能力の優越に基因することは明白である。如何に微小なる企業者と雖も、其の所得中には産業の所得と資本の所得との兩者を包含して居ることを理解して居るのであつて、試みに、親方に向つて何故に弟子よりも多額を嬴得せむことを欲するやと問はゞ、彼れは、弟子に對して道具と材料とを供給し、賃銀の立替を行はなければならぬのみならず、彼等を指揮指導しなければならぬから、前者の爲めに資本所得を要求し、後者の爲めに企業者所得を要求する旨を答へるであらう。所得の淵源

に遡るときは兩者を區別することは根本的に必要である。

- (5) Traité, Liv. II, ch. 5.
- (6) Traité, Liv. II, ch. 7.
- (7) Cours, Ve Partie, ch. 13.
- (8) Traité, Liv. II, ch. 8 & 2.
- (9) Traité, Liv. II, ch. 5, en note.
- (10) Cours, Ve Partie, ch. 13. (p. 342-3.)
- (11) Ibid. (p. 343.)

加之、Sayは、資本所得と企業者の産業所得とを區別することは屢々有用なる場合があるとする。即ち、企業者が、其の活動資本を増加せしめむが爲めには、無謀に陥ることなくして幾何の利子を借入資本に對して支拂ひ得るやを知り得ることは其の一であり、而して、組合事業に於て一方が労働を多く醸出し、他方が資本を多く醸出する場合には各自の要求を一層よく調節することが出来るとは其の二である。と做し、後者の利益の例として、有能なる企業者が獨力を以て五割の利益を擧げて居る所へ、規模を擴大せむが爲めに二十萬法の出資者を得たとする場合に、出

資者が利益として五割即ち十萬法を要求することも、企業者が單なる借入利子以上の支拂を拒絶することも、共に過大な要求である、公正を得むが爲めには、産業の利潤と資本の利潤との率を定めることを以て足れりとするのである、と述べて居る。而して、自説に對する裏書として、英國の Thomas Tooke の意見を引用し、同氏が此の區別の重要なるを認め、其の近業 (Considerations on the state of currency, 1825, p. 15.) に於て英國の學者も Say に倣つて産業利潤と資本利潤とを區別せば大に益する所あらむと云つて居る旨を附言して居るのである⁽¹²⁾。

(12) Traité, Liv. II, ch. 5, 7, 8; Cours, Ve Partie, ch. 13. (p. 342-3.)

然らば、資本所得と企業所得との區分は如何やうに之を行ふことが出来るか。Say は其の一例を示して次の如くに云つて居る。『此の種の評價に到達する一般的方法は、恐らくは、同様の企業に於て取得せらるゝ利益の平均額と、是等利益の差額平均とを比較することに在るであらう。例へば、同じ境遇の下に各自十萬法の資本を以て同一の産業を行ひつゝ、ある二個の商館あり、平均して毎年一は二萬四千法、他は六千法、合せて三萬法を嬴得しつゝ、ありとせば、此の種の産業の嬴得す

るものの平均額は産業的才能と資本との利潤を合せて一萬五千法に上ると想像し得る。次に、若し最も有能なる産業が二萬四千法、最も劣等なる産業が六千法を與へ、前者が後者よりも一萬八千法だけ多く與へるとせば、平均的の才能は九千法を與へるものと想像し得る。そこで産業能力と資本との平均的合所産たる一萬五千法から、尋常普通の産業の所産たる九千法を控除するときは、資本のみに歸せしめらるべき利潤六千法が殘留する。即ち資本額に對する六分に相當する⁽¹³⁾と。

(13) Traité, Liv. II, ch. 8, § 2.

右の如くに資本所得の獨立の地位を論證したる Say は、資本の生産上への利用方法が直接なると間接なるとに従つて資本所得を二種に分ち、資本所有者が自ら資本を生産上に利用する場合に之より取得する所得は之を資本利潤と呼び、之を自ら利用する人に貸付けて間接に生産に貢献し以て之に對する所得を取得する場合には之を貸付利子と呼んで、兩者を別々に論じて居る。以下、Traité に於ける論述の順序に従つて先づ貸付利子に關する所説を窺ひ、次に所謂資本利潤に及び、

最後に資本所得に關する政策的意見を窺ふこととしよう。

三

抑、貸付利子は何故に支拂はるゝや。Say は此の點に就いては Cours. に於て比較的細詳に論じて居る。即ち云ふ。他人から物を預つた場合には預託者から受託者に保管料を支拂ふ義務があるが、預託物件が預託者に役立ち得る物であつて而も彼れが其の利益を受託者に委棄する場合には反對に受託者から使用料を支拂ふ義務がある。例へば靴下製造人が充分の資本を有せずして靴下製造機を借入るゝ場合には、此の機械の使用料を支拂ふ義務がある。資本の借入は當に機械の借入と同様である。蓋し資本は、之を貸す人を剝奪し、之を借る人に役立つからである。疑もなく、借主に於て借入れた價值を不生産的に消費して之を喪失する場合が起り得る。而も彼れは、支拂不能に陥らざる限り、他の物に宿れる資本を以て之を償還しなければならぬ。其の上に、之に對する利子をも支拂はねばならぬ。何となれば、彼れが資本の所有者から剝奪したことに、變りはないのだから。即ち、借主は、何れの場合でも元本と利子とを支拂ふの義務を負ふのである。資本

の利子の根據は右の如くである。(S. 22.)

(1) Cours, Ve Partie, ch. 14. (p. 346.)

然るに利子の徴收は、中世に於ては多大の偏見を以て見られて居つた。貸主の要求する利子は其の利用の權利を借主に譲渡せらるゝ資本てふ生産要具の使用料であり、徴利貸付は地主が一定期間自己の土地の生産物の享得を小作人に譲渡するの、と全く類似の行爲であるにも拘らず、神學者は、貨幣の利子は正當なる契約にあらず、貨幣は何等の果實を生まざると主張し、一部人士は之を支持した程である。疑もなく貨幣は貨幣を生まない。然し資本は貨幣ではなくして價值である。而して價值は價值を生む。貸主が利子を要求するとき、此の利子は其の資本によつて生せしめられたる價值の一部に外ならない、少くも、若し適當に利用せられたならば其の資本が生産し得べかりし價值の一部に外ならないのである。尤も、中世に於て利子が貧者の利益を害するものと見られ、教會法の禁ずる所となつたのは理由がある。當時の産業は小規模であつて借入資本を必要とせず、貸借は有利な事業を行はむが爲めに行はれずして緊急の欲望に應せむが爲めに行はれたの

であつて、従つて利子は隣人の困窮に課するものたるの實狀に在つたのである。然るに産業の發達した今日に於ては、貸借は資本の使用者が社會にとつても自己にとつても有利に使用し得るの道具となつたのであつて、従つて利子は相互の便宜に基づく正當な報酬たるのである(2)。

(2) Cours, Ve Partie, ch. 14. (p. 346-7); Traité, Liv. II, ch. 8, § 1.

利子支拂の根據を示して其の正當なる報酬たる所以を論證したる Say は、進んで利子そのもの、内容の検討に移り、之が分析を試みて居る。而して、現實に約束せられ支拂はるゝ利子は資本の使用料たる部分と返濟不能の危険に對する保険料との二要素より成るものであるとする。蓋し、賣買又は交換は其の完了せる瞬間に於て萬事終了となるに反し、貸借は元本及び利子の返濟が後日を期して行はれるが爲めに、其の完濟の時まで關係が繼續する、而して此の義務が果して完全に履行せられるや否やは保證されない。そこで此の危険が評價せられて資本の使用料に附加せられるからである。

第一、利子中の保険料たる部分。往時は頗る高率の利子が行はれて居つたこと

は事實であり、而して此の事實は總て利子制限の法制を生むに至つた一因に算へらるべきものであるが、Say は、利子が斯く高率であつたのは利子中の保険料たる部分が最大の割合を占めて居り、而も其の分量が多であつたからであるとする。蓋し、往時に於ては、一方では、資本の存在量は僅少であつたが之が生産的使用に至つては更に僅少であつて資本の使用料たる部分は極めて少額であつたからであり、他方では、利子の制限、微利貸借の禁止、市民法の不備等が他の諸原因より來る貸付の危険を一層多大ならしめたからである。然らば、利子中の保険料たる部分の大小は如何なる事情によつて定まるか。Say は之を貸主の安全の程度の大小によつて定まると做し、此の安全の程度を決する原因として三個の事情を擧示して居る。其の第一は、借入資本の使用法の安全の程度如何といふことである。往時航海術發達せず諸國間の了解全からざりし當時に於てアラーネ人が海上利子を陸上利子から區別して、後者が通例一割二分なりしに反して前者が約六割にも上つたことの如き、又、生産的に利用せむが爲めにあらず却て不生産的に消費せむが爲めに借入を行ふ場合には借主に元利償還の資を與へざるが爲めに貸主の疑

惑を招いて利子高まることの如き、又貸付期間の短いもの又は隨時返済を受け得るものにあつては利子低きことの如きは即ち其の例である。貸主の安全の程度を決する第二の事情は借主の支拂能力及び個人的性格如何といふことである。支拂能力と個人的性格とは所謂個人的信用なるものを構成するのであつて、此の信用を有するものとして充分に認められる者並びに、過去に於て債務の償還を忠實に行つた経験のある者は借入の場合に低利を享有する。第三の事情は借主の住居せる國の政治の良否如何といふことである。政治が良好であれば債權者の危険を減少せしめて保険料を減少せしめるが、法律と政治とが債務の履行を保證し難い場合には利子は騰貴する⁽³⁾。

(3) Traité, Liv. II, ch. 8, § 1; Cours, Ve Partie, ch. 16.

第二、資本の使用料たる部分。貸主が資本の元本及び利子を失ふの危険に相當するものとして借主に課する保険料に基づく部分を利子中から控除した殘餘は單純なる利子即ち資本の效用及び使用に對して支拂はるゝ眞の使用料たるものであるが、若し借主が貸主に對して完全なる安全を與へ、貸主が元本の償還に關し

ても利子の正確なる支拂に關しても何等の不安を感じないといふ場合には、利子率の高低は如何なる事情によつて定まるか。Say は此の點に就いては使用料を以て一般の貨物の價值と同一視し、其の價格は他の一切の價值を支配すると同一の法則に従つて變動すると做し、貸すべき資本の供給量と借らむとする資本の需要量との相關關係で定まると做す。而して、尋いで此の資本需要量と資本供給量との分析的研究を行つて居る。其の云ふ所によれば、茲に資本需要量とは有敎的需要の分量のみを指すのであつて、凡そ借主の側に於て一切の望ましき保證を貸主に提供する場合でなければ需要として算へることは出來ないのであるが、斯かる需要は、不生産的支出の爲めの資金を得むとすることを目的とするに過ぎざる借主によつては左程に擴大せられない。併し、借入れる資本を働かせる目的を以てする借入は、借主をして其の勞苦及び才能に對する適當の報酬の外に更に利子支拂に充つべきものを得しむるが如き有利なる資金用法あり生産方法ある限りは無限に擴大し得る。需要は利子の高低に影響するものである、利子の低きは資本供給量の多大なることの表彰と速斷すべきではない。又、資本の供給量とは、世

間に存する貨幣の分量を意味するのではなく、所有者が自由に處分し得る所の、且つ其の投資を行はむとしつゝある所の資本の分量を意味するのであつて、資本家の金庫中に貨幣の形態で存在する資本は勿論一層有利なる投資の存する場合に容易に回収せられ得るが如くに投入せられたる資本も此の中に算へられる。更に、企業者は資本の全部を一時に必要なはしないから、彼等にとつては近く自由處分の可能となるべきもの例へば數ヶ月の豫告を以て回収し得る貸付資金、讓渡可能なる政府證券に投入したる資金等の如きは現在に於て既に自由處分の可能なるものと見做し得る。其の形態の如何を問はず、貸さむとする是等一切の價値の分量こそ自由處分の可能なる資本を構成し、他の事情の等しき限り利子の高低に影響するの作用をするのであつて、既に蓄積されたる資本中、固定的に投入されたる部分は利子に影響しない。利子が遊資の少ない田舎に於て高く、遊資の多い都會に於て安いのは一半は右の事情による。良好なる道路が地方への投資を助成して利子を低下せしめるのも此の故である。信用は資本を増加せしむとは屢々世人の信じたる所であるが、信用には斯かる作用はない。資本は常に實在のも

のであつて、一の物質中に固定せしめられて居る。然るに有形的生産物は、同時に二ヶ所に於て二人に役立つことは出来ない。一個人は信用によつて自己の産業に使用すべき資本額を獲得し増加することを得るも、此の資本額だけは他の個人による使用を不可能ならしめられるのである。(3)

(4) Traité, Liv. II, ch. 8, § 1; Cours, Ve Partie, ch. 16.

四

SAY は、企業者は資本を自ら所有すると他人より借入れるとの如何を問はず、其の生産物を賣る瞬間に於て、自己の才能及び勞働の報酬たる利潤の外に、更に一個の利潤を資本から取得すること做す。是れ即ち彼れの所謂資本利潤なるものであつて、それが何故に發生し且つ存在するやの點に關する彼れの説明は既に本篇第二節中に述べた如くであるが、彼れは猶ほ斯かる利潤の發生する一證をば、資本家が其の貸付資本に對する利子を企業者から收受するの事實に求めて居る。曰く、『若し企業者にして生産物の販賣價格中に少なくとも資本の彼れに費やさしむる使用料即ち利子を見出すことなしとせば、如何なる企業者と雖も引續き利子の支

拂を承諾することを得ざるべし。又、企業者にして、自己の資本を所有する場合に於て、若し此の資本を自ら利用するも自己の勞苦に對する賃銀以上のものを何等收得することなしとせば、彼れは寧ろ利子を得むが爲めに自己の資本を他人に貸付くべく、而して賃銀を得むが爲めに自己の勞働を他人に貸付くるに至るべきことは明白なり⁽¹⁾。

(1) *Traité, Liv. II, ch. 8, § 2.*

既に資本利潤の發生の原因、存在の根據を右の如くに示し、而して其の分量又は割合を如何にして計算すべきやを本篇第二節後段所述の如くに説明したる Say は、進んで、此の資本利潤の分量の大小を決定する原因如何の問題に突入する。彼れは此の點に就いて云つて曰く、『資本の使用より取得し得る利潤には場所と事情との如何によりて相違あり、而して是等不同の利潤を決定する一般的法則の樹立には多大の困難あるを覺ゆるも、而も吾人は、各用途に對して提供せらるゝ資本分量を減少せしめ又は欲望の要求する分量を増加せしむるが如き一切の事情は、此の産業要具が自己の割前として要求し得る利潤を増加せしむるの傾向を有すこ

推定することを得⁽²⁾。『若し經驗の示す所に従ふとせむか、經驗は、吾人に示すに、凡そ生産的勤勞なるものは資本の興ふるものたるも其の他のものの興ふる所たるを問はず、其の分量稀少にして之に對する需要の強烈となるほど益々高く賣れるものなることを以てす。之よりして吾人は、向上的運動の存する國、即ち耕作すべき土地あり、産業に有利なる事情あり、而も未だ資本集積の多からざる國に於ては、人は資本の必要な協力を對して一層高價を支拂はむことに同意するならむと結論することを得む』⁽³⁾。斯くして彼れは右の一般論に對する例證として、集積多き英國に於ては資本利潤少なきこと、集積多きに加へて偏見の之を商業的企業より遠ざくるものなき和蘭に於ては資本利潤は佛蘭西に於けるよりも僅少なること⁽⁴⁾、之に反して産業多く資本僅少なる露西亞、西班牙、葡萄牙等に於ては在留外國商人が多大の資本利潤を擧げつゝあることを記して居るのである⁽⁵⁾。

(2) *Traité, Liv. II, ch. 8, § 2.*

(3) *Cours, Ve Partie, ch. 13. (p. 343.)*

(4) *Traité, Liv. II, ch. 8, § 2.*

(5) *Cours, Ve Partie, ch. 13. (p. 343-4.)*

之に依つて見れば、Sayは資本利潤の高は資本の需要と供給との相關關係によつて定まるとするものなるは明白であるが、而も彼れは、資本に對する需要と其の供給との割合は事情によつて不同なりとする。彼れは云へらく、抽象を基礎として經濟學上の演繹を試みる一派の學者は、産業は資本の限度に制限せらるるといふ原則を餘りに主張し過ぎる。此の原則は眞實ではあるが、而も之を基礎として嚴密なる計算を行ふには餘りに漠然たるものなることは幾多の例によつて證明される所である。世には極少の資本を以て行はれ無限に擴大し得るが如き産業があると共に、他方には産業によつて使用せられざる資本の存する國がある。(6) 此の故に、彼れは、Ricardoが、資本増加せば之によりて支持せらるゝ勞働者の増加を來すべきが故に(即ち資本に對する需要と供給との割合は不變なるべきが故に)、資本量の大小如何は毫も利潤に影響せずと做したる所論を評して、斯かる所論は、人は資本さへあらば職業の如何を問はず之に従事せむとするの意向あるものなることを前提するものであつて、何等根據なき推斷である(7)と云つて居るのである。

(6) Cours, Ve Partie, ch. 13 (p. 343.)

(7) Traité, Liv. II, ch. 8, § 2.

既に資本の需要と供給との割合が變動し得るものであるとする以上は、需要の變らざる限り資本蓄積が増加すれば資本利潤は漸次低減を見るに至るものとなしなればならない。然らば、産業的にして且つ節約的なる國に於ては、資本は遂に利潤を皆無ならしむるに至る程度まで増加を繼續すべきや否や。Sayは之を否定する。曰く、『産業の使用する資本の與ふる利潤は、人をして所得を節約せしめ資本構成を行はしむ。併し、是等資本の増加するにつれて其の所有者は之より利子を受取ること少なくなり、従つて節約によりて之を増加せしむるの動機は益々薄弱となり、遂には、利子は資本所有者が其の消費によりて受け得る最小の享樂にも及ばざるに至る。資本豊富にして利子低廉なる國に於て、富者が、其の使用する資本にして若し頗る有利に投資せられ得べくんば到底敢てすることなかるべきが如き幾多の幻想によりて其の嗜好を満足せしめつゝあるは、斯かる事情による。』斯くして、資本増加につれて集積の動機は益々弱めらるゝも、而も此の動機が絶對に皆無となるが如き何等の程度の示し得べきものあることなきなり』(8)。

(8) Cours, Ve Partie, ch. 16. (p. 351.)

五

Say は、經濟學は説明するものであつて政策を説くものではないとして居るのけれども、而も自らは科學と政策とを區別し居らず、自ら科學の範圍内に踐み止まつて居ると信じつゝも知らぬ間に政策論應用論に迄も踐み込んで居る。此の事は、資本所得に關する所説に就いても同様に云ひ得られるのであつて、一方に於て、資本所得が如何にして生じ、如何なる原因によつて如何なる程度に定まるや、又それは如何なる傾向を有するものなるや等を示すと同時に、他方に於て、資本所得に關する人爲的政策の結果如何をも説示して居るのである。

(1) Traité, Discours Préliminaires.

(2) Maurice Block, Les Progrès des Sciences Economiques, 11e éd., tome I, p. 6-7.

先づ利子政策に關する彼れの所論を見よう。微利貸借を不正の行爲なりと做して之を禁止することは資本の性質の明かになると共に全く其の影を没して了つたが、而も利子を制牽し制限することによつて借主の利益を保護せむとするの企

ては近代に至つても其の跡を斷つに至らない。然るに Say は斯かる制限は單に無効たるのみならず却て有害であると考へて居る。即ち云ふ。微利貸借に不利なる法律を設くる事によつて利子の率を先驗的に定め得べしと信じたる人々があるが、事物の性質は強力である。一方では借らむとする欲望と、他方では貸さむとする熱望とが、一切の法網を潜つた。貸主が、其の實際に貸付けた金高よりも多額を約束せしめることによつて、借主をして支拂はしむる犠牲を伴ふことは、頗る易々たる業である。微利貸借にとつて不利なる法律は、之なくしても濟まし得るが如き借主を保護するのみ。加ふるに、それは假裝的の取引を必要ならしめて善意の契約者から法の保護を奪ひ、彼等をして無恥の不敵な行爲に對して無防禦ならしめるの弊がある。元來、資本家に對して或る利率を以てしてのみ貸すことを強制するのは彼れの商品の價格を公定し、之をして最高價格の制限に服せしむる所以であり、流通界に在る資本中から此の確定利子に満足し難き部分を驅逐する所以である。斯かる法律は侵犯せらるゝことを却て幸とすべき程の惡法であり、事實上それは侵犯せられた。之より生ずる結果は貸主の危険を大ならしめて利

子を高からしめるの一事に在るのみ。利子を一定せむとしたる政府が殆んど常に借入資金に法定利子以上の利子を支拂つて自ら自己の法律を破るの例を示したことは痛快な事と云はなければならぬ。斯くして *Say* は利子を法定すること、僅かに豫め利子の決定なくして之が支拂を行ふべき場合、例へば、或る金額に利子を附して賠償すべきことを法律が命ずる場合の如きに於てのみ是認せらるべきものとして居る。而も此の利子は、社會に於て支拂はるゝ最低の利子の程度に定むべきものなりとして居る。蓋し、最低の利子は最も確實なる用法に於ける利子たるのであるが、裁判所が利子を附しての返済を命ずるに當つて、利拂に充つべきものが債務者の手中に在ることを豫想し得るのは、資本が最も危険の少なき最低利子に甘んずるものとする場合に外ならないからである。

(3) Cours, Ve Partie, ch. 17.

(4) Traité, Liv. II, ch. 5, § 1.

(5) Ibid.

加之、*Say* は高利を牽制する爲めの施設も必ずしも豫期の效果あるを期し難き

ものなることを指摘して居る。即ち彼れは「借主は時として、提供せらるゝ或る種の便宜を目的として一層高率の利子を支拂はむことを諾する場合がある。一時、猶太人は必要に應じて之に借入の申込を爲し得る唯一の資本家たる事があつたので、伊太利では基督教徒をして彼等への從屬より免がれしめむが爲めに公設質屋を設立し、質物に對して低廉なる利率で貸出を行つた。然るに、不思議にも猶太人は、公設質屋が六分の利を徴するに過ぎざるに反して、一割の利子を支拂ふ借主を相變らず發見した」云ひ而して *Gioja* (*Nuovo prospetto delle scienze economiche*, t. III, p. 190) の言を藉りて其の理由を説明して居るのである。

(6) Cours, Ve Partie, ch. 16.

唯、彼れは、支拂不能者に對して強制を設くることは、從來借主にとつて不利と認められて來たにも拘らず、それは却て借主に有利であるとして、之を是認して居るのみ。蓋し、貸主の権利の保護ある場合には、貸さむとする意思が強くなり、利子を低下するに至らしむるのみならず、進んで資本の集積を促して更に利子の低下を來さしめるからである。但し、斯かる強制は之を不履行債務者の禁錮に求むるを

愚なりと做し、返濟の手段を奪はずして却て之を賦與するが如き方法に求むるを賢しとして居る。

(7) *Traité, Liv. II, ch. 8, § 1.*

次に、資本利潤に對する國家的政策に關しての Say の意見を見るに、茲でも亦自由放任を是なりとして居ることが發見せられる。即ち、彼れは、一方では、資本の使用に關して資本家に最も有利なるもの必ずしも社會に有利たらずと做して、個人にとりて最も有利なるものは社會にとりても最も有利なりとの原則には制限を要すと做しつゝ、而も資本の使用方法に關しての兩者の利益は幸にして自ら一致するものであると考へて居る。彼れの見る所によれば、凡そ資本は、農業上に使用せらるゝ場合には、國の土地及び勞働の生産力を刺戟し一時に産業の利潤と土地の利潤とを増加せしむるが故に最も有利である。國にとつて最も生産的なること之に次ぐものは工業及び内國商業への投入である、蓋し、國內に於て産業を活躍せしめて之に利潤を得しめるからである。而して、國にとつて利益最も少なきは、之を外國から外國への運送商業に投入することである。資本の多額に存する

國に於ては之を總べての産業に使用するを可とするも、資本僅少にして農商工業の衰頽せる國に於ては運送商業及び外國貿易は適當しないものである。併しながら、幸にして事物自然の傾向は資本をば最大の利潤を擧げ得る所に導かずして、先づ第一に其の活動が社會にとつて最も有利な所に導く。蓋し、人は最も手近にある資本用途を選ぶものであつて、資本は先づ第一に最も確實と思惟せらるゝ土地改良に投せられ、次で製造業と商業とに投せられ而して最後に外國商業と運送商業と遠隔商業とに投入せられるからである、とせられる。茲に吾人は Smith の説の復唱を發見する。

(8) *Traité, Liv. II, ch. 8, § 3.*

(9) *Smith, Wealth of Nations, Bk. III ch. 1; Bk. IV, ch. 2.*

斯くの如く Say は、資本の用途は自ら社會全體の利益と合致するが如くに選定せられるものなるが故に、政府に於て何等此の點に干渉するの必要なしと做すのみならず、他方に於ては、資本の用法に關して干渉するは、資本の所有權に對する侵害なりと做し⁽¹⁰⁾、且つ資本をして有利なる用途から不利なる用途へ強いて轉回せ

しむる所以なりと做して居る⁽¹⁰⁾。即ち彼れは、資本利潤に關しては何等干渉の必要なのみならず、干渉は利益に反し正義に反すと做して全然自由を要求するものである。彼れが貸付利子に關して『借主を求むる一切の資本と、資本を求むる一切の産業とをして双方ともに以て満足する所のものを見出さしめむと欲する場合には、人は微利貸借に關する一切の事項に於て契約の最大自由を認む。此の自由あるとき、處分し得る資本の活用せられずして残存すること困難なり、故に、社會の現狀の許す限りの産業が活躍しつゝあるものと想像することを得』⁽¹¹⁾と云つた此の一句は、總て資本所得全體に關する彼れの立場を代表するものであると云ふことが出來よう。

(10) 本誌十三年十一月號所載拙稿「ジャン・バティスト・セイの財産論」(特に一九一〇頁)、「Traité, Liv. I, ch. 13; Cours, IVe Partie, ch. 2-6. 參照。

(11) 本誌十四年八月號所載拙稿「セイの經濟政策論」特に第三節參照。

(12) Traité, Liv. II, ch. 8, § 1.

六

以上の如く窺ひ來りし Say の資本所得論を概觀するに、其の中には百年以前の

學者の所説としては當に異色あるものとして認むべきもの二三是れあることが發見せられる。

其の第一は、資本をば生産上に立替を行ふに役立つ價值なりとする點に在る。資本を生産物そのもの即ち物質にあらずして其の中に宿れる價值なりとする此の考は、思ふに、富は物質にあらずして價值より成ると做せる考を根底としてそれから當然に推理せられたものであると考へられるのであるが、何れにしても、資本は價值より成り、而してそれは常に變化する種々の生産物の形態を取るとなせるの點は、彼の J. B. Clark が、資本は價值にしてそれは種々の財即ち資本財の形態を取るとなし、資本を河に譬へ資本財を河水に譬へて、後者の不斷の變化にも拘らず前者の依然として存續することを論じたと符節を合するが如きものあるを見る。Clark の説が果して Say の説に負ふ所あるや否やは今之を明かにするを得ない所であるが、半世紀以上も経過したる後に至つて學界に注目すべき一論争を生じたる其の一方の所説と同一の學説を早くも披瀝して居る所に吾人の興味を惹くものがある。

第二は、彼れが資本所得と産業所得即ち今日の學者の所謂利子と利潤とを區別して論じて居る點である。此の點に就いては既に別の機會⁽¹⁾に於て詳細に論じた所であつて、其の際に此の兩種所得の區分を行つたとを彼れの所説の一特色として指摘したのであるが、企業所有者と企業の經營者とを分ち考へる今日の通説の端は早くも彼れによつて開かれたといふ點に於て、學界の一先驅者たるの地位に在るものと云はなければならぬと考へる。

(1) 前掲、セイの企業者論及び企業者利潤論

彼れの所説に異色あらしむる第三の點は資本所得は平均せざるものなりとなした點である。此の點に就いての彼れの所説は、本篇に於けるよりも前論(本誌二月號「セイの分配理論」)に於て一層詳細に紹介したのであるが、競争の完全に行はるることを豫想し前提して資本利潤(企業利潤を包含せるもの)の平均すべきことを論ずる抽象論者の間に立つて、企業所得よりも一層平均し易き資本所得を目して平均し難きものたることを實際上の事實に即して論證したことは經濟學を實學たらしめた所以であつて、此の點も亦吾人の注目に値すると思ふ。

最後に挙げたいことは、彼れの貸付資本利子論が分析詳細を極めて居ると云ふことである。彼れに二十年を後れたる「MIII」は各種現象に互つての分析的説明に於て一頭地を抜いて居るの觀があるが、貸付利子だけに就いて見れば Say も MIII に比して多大の遜色なきほどの分析を試みて居ることは偉なりとしなければならぬ、特に資本所得を産業所得から分離して論ずることを始めて試みたるの士たることを考へるとき、特に然りとす。

Say の資本所得論は、單獨の所得項目として論せられたといふ一事だけによつても既に開拓者たるの地位に在る。而も、其の所説の内容も亦幾多の點に於て先驅者的たるものを包含して居るのである。